

## 防災庁舎自家用発電設備点検業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、防災庁舎自家用発電設備点検業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、（別添）防災庁舎自家用発電設備点検業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する設備の点検委託業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、契約の日から令和8年3月27日までとする。

（委託料）

第3条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額金〇〇〇円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

※ 契約保証金を納付させない場合（財務規則第101条第2項該当）

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の処理方法）

第5条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

（権利の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（実地調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(報告書の提出)

第9条 乙は、仕様書に基づき点検を実施するものとし、点検を実施したときは、点検報告書（以下、「報告書」という。）を速やかに甲に提出しなければならない。

2 甲は、報告書を受領したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第10条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(個人情報保護)

第14条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(費用負担)

第15条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第16条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年〇月〇日

甲 宮 崎 県  
宮崎県知事 氏 名   
乙 〇〇市〇〇町〇〇番地  
〇〇〇  
代表者 職 氏 名 .

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第3 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (適正管理)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (複写又は複製の禁止)

第5 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

### (再委託の禁止)

第6 乙は、本契約第6条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

### (資料の返還等)

第7 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

### (従事者への周知)

第8 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

### (事故報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 防災庁舎自家用発電設備点検業務委託仕様書

### 1 適用

本仕様書は、委託者が管理する防災庁舎自家用発電設備の点検業務に適用する。

この仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(令和5年版)」による。

### 2 委託場所及び発電機概要

庁舎名	所在地	機種等
防災庁舎	宮崎市橘通東1丁目9番18号	[発電機] 横軸回転界磁型動機発電機 6,600V 1,500kVA [ガスタービン機関] 単純開放サイクルー軸式 (デュアルフェューエル方式) 三菱電機株式会社製

### 3 点検者

点検業務に従事する者は、自家用発電設備専門技術者の資格を有する者とする。

### 4 委託業務の内容

- (1) 点検業務の内容は、(別紙)防災庁舎自家用発電設備点検項目表、その他甲が指示する事項とする。
- (2) 点検は年次点検1回とし、点検実施日については、甲乙協議の上、決定するものとする。
- (3) 作業計画書、緊急対応連絡表等を作成し、提出すること。
- (4) 次に示す消耗部品の交換を行うこと。
  - ア 燃料フィルター
  - イ 燃料小出槽用フィルター
  - ウ 潤滑油フィルター
  - エ 吸気フィルターエレメント
  - オ ラインフィルター
  - カ 乾燥剤(エアドライヤ)
- (5) 不良箇所の簡易な修繕を行うこと。
- (6) 汚損している箇所の清掃を行うこと。
- (7) 点検の結果、当該機器に故障があることを発見した場合、直ちにその原因を調査し、結果を甲に報告すること。
- (8) 点検の実施にあたっては、庁舎の業務に支障を来さないように実施すること。
- (9) 当該機器に故障等が発生した場合、その他甲が特に必要があると認めて作業員の派遣を要請した場合には、これに応じること。

(10) 点検報告書は、「(別紙) 防災庁舎自家用発電設備点検項目表」に記載された内容を元に作成・提出するとともに、消防法で定められている点検様式を用いた報告書についても合わせて作成・提出すること。

なお、消防法で定められている点検様式には、消防法で指定されている有資格者（指定消防設備士等）の氏名と免許種類・番号等を記載すること。

## 防災庁舎自家用発電設備点検項目表（発電機）（1/4）

点検箇所	点検項目(内容)	備考
発電機全般	外観全般の汚損・破損・発錆の有無確認	
	掃除及び各締め付け確認	
軸受	外観点検	
	ころがり軸受 グリスの変色、漏れの有無確認	
励磁装置	外観点検	
	ブラシレス 回転整流器廻りの損傷・加熱・変色の有無確認	
	コイルの汚れ、絶縁物の亀裂・破損の有無確認	
固定子	全般の汚損・損傷・発錆の有無確認	
	コイルの汚損・変形・破損の有無確認	
回転子	全般の汚損、損傷、発錆の有無確認	
	回転子ファンの損傷の膿む確認	
	コイルエンドの汚損、損傷の有無確認	
絶縁抵抗測定	高圧回路 - 大地間、試験電圧1,000V	主回路巻線
	低圧回路 - 大地間、試験電圧 500V	回転子巻線
運転試験	異音・異臭の有無	
	過熱・異常振動の有無	
	振動測定	

防災庁舎自家用発電設備点検項目表（制御盤）（2/4）

点検箇所	点検項目(内容)	備考
盤全般	外観全般の汚損・破損・発錆の有無確認	
	ヒューズ類の点検	
	配線の線名・表示・脱落の有無確認	
	端子及び配線の過熱・変色・損傷の有無確認	
	盤内取付器具の過熱・変色・損傷の有無確認	
	掃除及び各締め付け確認	
限時継電器	整定値確認	
保護継電器	外観点検、整定値確認	
	特性試験	
遮断器	外観点検	
	接続部の点検、グリス塗布状態の確認	
	絶縁抵抗測定	
	開閉操作確認	
	掃除及び各部締め付け確認	
電圧調整装置	外観点検	
	電圧調整範囲試験	
指示計器	外観点検、零点確認	
絶縁抵抗測定	高圧回路 - 大地間、試験電圧1,000V	主回路巻線
	低圧回路 - 大地間、試験電圧 500V	回転子巻線
運転試験	補機類の運転確認	
	手動起動・停止試験	
	試験起動(自動モード)試験	
	運転状態確認(各指示計器・表示灯の確認)	
	保護回路動作試験・表示灯確認	

防災庁舎自家用発電設備点検項目表（ガスタービン①）（3/4）

区分	点検箇所	点検項目(内容)	点検方法等
設備状況全般	発電装置	油類のもれ、ボルト類の脱落等の確認、装置本館のドア枠、ドア部発錆の確認	目視、触手点検
		ドアパッキンの劣化及びシール性確認	目視、触手点検
	排気タクト/消音器	ドレンの確認(サイレンサ底部)、発錆及びシール性の確認	目視、触手点検
ガスタービン	燃焼器ライナー、燃焼筒取付ボルト	汚損や割れ等、変形や伸びの有無の確認	目視、触手点検
	スクロール	割れ、焼損の有無の確認	目視、触手点検
減速機	減速機上面	振動計測	作動点検
	オイルシール	出力軸部の油漏れの有無の確認	目視、触手点検
発電機関連(AVR等)	AVR	作動点検	作動点検
	スペースヒータ	絶縁抵抗測定	-
燃料系統	液面スイッチ	外観の確認、作動点検	作動点検
	小出槽用プリフィルタ	交換	交換、更新
	移送/返送ポンプ	手動始動、停止によるポンプ内のドライ化防止	作動点検
	SPF用DCモータ	ブラシ、コミテータのエア吹き清掃	開放点検
	フューエルコントローラ	外観の確認、作動試験	作動点検
	燃料噴射弁	カーボンによる汚損の有無・洗浄	目視、洗浄
	燃料フィルタ	交換	交換、更新
	プライマリ燃料圧力	測定、調整	作動点検
	フレキシブルチューブ	漏れの有無の確認	目視、触手点検
	ポンプドレン用エンピッチューブ	目視点検	目視、触手点検
	燃料電動弁	絶縁測定、動作確認	作動点検
潤滑油系統	潤滑油フィルタ	交換	交換、更新
	圧力調整弁	運転中の安定した圧力維持の確認	作動点検
	オイルクーラ	フィンが目詰り状態の点検・清掃	目視、触手点検
	インレックコレクター、スクリーン	潤滑油ドレンの点検	目視、触手点検
	フレキシブルチューブ	漏れの有無の確認	目視、触手点検
	Cカップリング	漏れ、割れの有無の確認	目視、触手点検
	オイルミストセパレータ	点検・清掃	開放点検

防災庁舎自家用発電設備点検項目表（ガスタービン②）（4/4）

区分	点検箇所	点検項目(内容)	点検方法等
始動系統	蓄電池	電圧測定、内部抵抗測定	作動点検
	充電器	浮動充電、端子、接続バーの発錆、ボルトの緩みの有無の確認	作動点検
	セルモータ	ブラシ、コメータのエア吹き清掃	開放点検
	ターニングモータ	ブラシ点検、エア吹き	開放点検
	マグネットコネクタ	主接点の確認	目視、触手点検
軸継手	ダイヤフラムカップリング	ボルト、シアピンの目視	目視、触手点検
点火系統	エキサイタ	スパークの確認、コネクタの緩みの有無の確認	作動点検
	エキサイタキャップ、高圧ケーブル	発錆、焼損の有無の確認	目視、触手点検
	点火栓	スパークの確認、汚損の有無、碍子割れの有無の確認	作動点検
	アースケーブル	外観目視	目視、触手点検
制御系統	回転ピックアップ	抵抗測定、コネクタ緩みの有無の確認	作動点検
	排気温度サーモカップル	絶縁抵抗計測、コネクタの緩みの有無の確認	作動点検
	デジタルE.C.B	前面パネル表示確認、コネクタ緩みの有無の確認	目視、触手点検
	DC/DC、DC/ACコンバータ	電圧確認	作動点検
計器類	油圧計、圧縮機圧力計、回転計、排気温度計、周波数計、電流計、電圧計、電力計、始動回数計、運転時間計	停止、運転中の異常の有無の確認	目視、触手点検
給喚排気系統	給気換気ファン	自動始動・停止の確認、絶縁計測	作動点検
	オイルクーラファン	自動始動・停止の確認、翼の汚れ点検・清掃の実施 絶縁計測	作動点検
	排気消音器	発錆、ガス漏れ、雨水侵入、外板割れ、接続ボルト緩み 錆噴出状況の確認	開放点検
	排気ダクト	ガス漏れ、断熱材の脱落、雨水侵入の有無、 ドレンの確認	目視、触手点検
	吸気ルート	吸気口への異物の詰りの有無、腐食状況の確認	目視、触手点検
	給・換気ダンパー	作動点検	作動点検
	排気伸縮管	損傷、割れの有無の確認	目視、触手点検
主要ボルト	発電装置、減速機、防振ゴム、燃料小出槽、排気消音器	基礎ボルト、ナットの緩み、発錆の有無の確認	目視、触手点検
動作確認	ECB保護装置	実作動テスト、シミュレーションテスト	作動点検
	警報装置	作動確認の実施	作動点検
	運転諸元計測	異常な計測値がないこと	作動点検